

平成23年6月15日

エコポイント対象住宅証明書発行業務終了について

ご利用の皆様へ

平素は当社の業務をご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年5月13日付け国土交通省より発表されたとおり、住宅エコポイント申請の対象となる住宅の着工日が、平成23年12月31日から平成23年7月31日へと短縮されました。

上記短縮に伴い、今後は当該制度を対象とした「エコポイント対象住宅証明業務」につきましても、平成23年8月1日以降に着工される住宅に関して、業務の引き受け及び証明書の交付を行うことが出来なくなります（別添Q & A 参照。）

つきましては、今後申請されるエコポイント対象住宅証明依頼に関し、物件の工事着工日若しくは着工予定日を確実に確認するため、証明依頼書の書式を「着工日又は着工予定日」を記入するもの（別添書式参照。）となりました。

また、旧書式による申請においても、今後は着工日若しくは着工予定日を確認の上、受け付けをいたしますのでご協力をお願い致します。

株式会社 香川県建築住宅センター

エコポイント対象住宅証明書発行業務に関するQ & A

問1 平成23年7月以前にエコポイント対象住宅証明書の発行依頼があった場合に、着工が8月以降となるものについては受け付けることはできますか。

答1 平成23年7月末以前に着工する住宅であることを確認できた場合に限り受付を行ってください。

着工日の確認は、書式改訂後のエコポイント対象住宅証明依頼書の【着工日又は着工予定日】の日付で行ってください。旧書式で提出があった場合には、【住宅又は建築物の名称】の後ろに括弧書きで着工日又は着工予定日を記載するよう依頼してください。やむを得ず、口頭により確認する場合は、着工日又は着工予定日に加え、確認日時、確認先についても併せて記録してください。

問2 平成23年8月以降に（新規の）エコポイント対象住宅証明書の発行依頼があった場合に受け付けることはできますか。

答2 平成23年7月末以前に着工した住宅であることを確認できた場合に限り受付を行ってください。

<以下答1と同様>

問3 「エコポイント対象住宅証明書」発行依頼は、いつまで受け付けることができますか

答3 平成23年7月末以前に着工した住宅の場合は、建物の種類に応じたポイント申請期限までにエコポイント証明書が発行できるものについて受付を行ってください。

<参考：建物の種類に応じたポイントの申請期限>

建物の種類	ポイントの申請期限
一戸建ての住宅	平成24年6月30日
共同住宅等（階数が10以下）	平成24年12月31日
共同住宅等（階数が11以上）	平成25年12月31日

問4 平成23年7月末までに着工できない場合でもフラット35Sの証明書としてエコポイント対象住宅証明書の発行依頼があれば、受け付けることはできますか。

答4 住宅エコポイントの取得を目的としない証明書の発行はできません。

なお、フラット35S（20年金利引下げタイプ）の証明書として発行依頼があった場合には、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に規定する登録建築物調査機関の発行する「住宅事業建築主に係る適合証」が必要であることをお知らせください。